

# 大分県自治医科大学卒業医師 キャリア形成プログラム

(令和6年3月一部改正)

令和5年3月

大分県福祉保健部医療政策課

## 目次

1 目的	1
2 対象者	1
3 対象期間	1
4 対象医療機関	1
5 臨床研修	1
6 専門研修	2
7 対象者に対するキャリア形成支援	2
8 休職	2
9 育児休業	2
10 育児短時間勤務	3
11 介護休暇	3
12 義務年限終了後の取扱い	3

## 1 目的

医療法の規定に基づき、医師が不足している地域における医師の確保に資するとともに、当該地域に派遣される医師の能力の開発及び向上を図ることを目的にキャリア形成プログラム（以下「プログラム」という。）を策定します。

## 2 対象者

自治医科大学医学部を卒業した医師（以下、「自治医」という）で、大分県職員として地域医療に従事する者

## 3 対象期間

自治医科大学修学資金貸与規程に基づき、修学資金の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間（休職及び停職の期間を除く。）

## 4 対象医療機関

卒後2年間については、大分県立病院において医師法第16条の2に基づく臨床研修を行います。臨床研修修了後は、へき地等の公立医療機関を中心に知事が指定した医療機関（別紙1）に勤務します。

（標準的な勤務パターン）

年次	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
区分	臨床研修 (2年間)		へき地勤務		専門研修(2年間)  へき地勤務(3年間)				
身分	県職員		県職員 (市町村職員 を併任)		専門研修期間：県職員 へき地勤務：県職員(市町村職員を併任)				

※専門研修は、原則として、医師としての勤務後5年目以降の適当な時期に2年以内の期間行うものとします。

（主なへき地等勤務先）

- |            |                  |
|------------|------------------|
| 1 豊後大野市民病院 | 4 中津市立中津市民病院     |
| 2 国東市民病院   | 5 姫島村国民健康保険診療所   |
| 3 杵築市立山香病院 | 6 佐伯市国民健康保険丹賀診療所 |

## 5 臨床研修

- (1) 研修期間 2年間とします。
- (2) 研修実施機関 大分県立病院とします。

(3) 研修内容 大分県立病院卒後臨床研修プログラムにより行います。

## 6 専門研修

医師は、希望により2年以内の専門研修を受けることができます。

### (1) 研修時期及び期間

原則として、医師としての勤務後5年目以降の適当な時期に2年以内の期間行うものとします。

### (2) 研修実施機関及び勤務義務期間の取扱い

ア 大分県立病院、大分大学医学部附属病院、県内の公的病院（医療法第31条（昭和23年法律第205号）に規定する者が開設する病院。以下同じ。）及び自治医科大学附属病院（附属さいたま医療センターを含む。以下同じ。）における専門研修の期間は、勤務義務期間に含むものとします。

イ 県外の国立大学医学部附属病院、国立医療施設及び公的病院（以下「県外の国立大学等」という。）における専門研修の取扱いについては、必要が生じた都度、個別に判断するものとします。

### (3) 研修内容

医師の希望する診療科において、地域医療の実践に必要な知識及び技術を修得するものとします。

## 7 対象者に対するキャリア形成支援

(1) プログラム対象者に対しては、キャリア形成の視点から、大分県医療政策課が定期的に面談を行うとともに、随時相談等にも対応します。面談では、各医師が考えるキャリア形成の方向性について確認し、医師一人一人に合わせた支援を行います。

(2) 義務年限内で専門医資格が取得困難な診療科を希望する場合においても、義務年限明け後の専門研修プログラム移行がスムーズにできるよう支援します。

(3) 義務年限中に他県で勤務する期間がある（結婚協定）医師については、相手県と協力しながら、キャリア形成支援を行います。

## 8 休職

自治医科大学卒業医師が、心身の故障により地方公務員法に基づき休職とされたときは、休職の開始の日の属する月から休職の終了の日の属する月までの月数は義務年限外とします。

## 9 育児休業

自治医科大学卒業医師が、地方公務員の育児休業等に関する法律に基づき育児休業を取得する場合は、育児休業の開始の日の属する月から終了の日の

属する月までの月数は義務年限外とします。

#### 10 育児短時間勤務

自治医科大学卒業医師が、地方公務員の育児休業等に関する法律に基づき育児短時間勤務を取得する場合、当該期間中の義務年限の計算方法は次により取り扱います。

- (1) 育児短時間勤務をした月数の合計に、「1週間当たりの通常の勤務時間数」分の「実際に勤務した1週間当たりの時間数」を乗じて得た月数とします。
- (2) (1)に基づいて算出した月数に1月未満の端数が生じた場合は、これを切り上げるものとします。
- (3) 育児短時間勤務の開始日又は終了日が月の途中の場合は、当該月は1月勤務したものとみなします。
- (4) 育児休業期間が満了した日の翌日から育児短時間勤務をした場合において、当該日が月の途中であるときは、当該日の属する月は義務年限外とします。
- (5) 育児短時間勤務をした期間が通算5年を超えたときは、その超えた月数は義務年限外とします。

#### 11 介護休暇

自治医科大学卒業医師が、条例に基づき介護休暇を取得する場合は、介護休暇の開始の日の属する月から終了の日の属する月までの月数は義務年限外とします。

#### 12 義務年限終了後の取扱い

医師が、勤務義務期間終了後、引続き勤務を希望する場合であって、医師が不足する地域から要望がある場合は、知事の指定する県の機関又は公的医療機関等に勤務するものとします。

#### 13 本プログラムは、次の通知等に基づき作成しています。

- ・キャリア形成プログラム運用指針について（平成30年7月25日付け厚生労働省医政局長通知）
- ・自治医科大学卒業医師の取扱いに関する基本方針（昭和55年6月1日制定）
- ・自治医科大学卒業医師の臨床研修及び専門研修に関する要綱（昭和55年6月1日制定）
- ・自治医科大学卒業医師派遣要綱（昭和55年6月1日制定）

## 知事が指定するへき地等の指定公立病院等について

自治医科大学医学部修学資金貸与規程第7条第1項第1号に規定する知事が指定するへき地等の指定公立病院等は、下表のとおりとする。

開設者	名称	所在地
中津市	中津市立中津市民病院	中津市大字下池永 173 番地
	中津市国民健康保険山移診療所	中津市耶馬溪町大字山移 3813 番地の 1
	中津市国民健康保険津民診療所	中津市耶馬溪町大字大野 950 番地 2
	中津市国民健康保険槻木診療所	中津市山国町槻木 1075 番地
日田市	日田市立上津江診療所	日田市上津江町川原 3933 番地
	日田市立東溪診療所	日田市天瀬町合田 1994 番地 1
佐伯市	佐伯市国民健康保険因尾診療所	佐伯市本匠大字堂ノ間 295 番地 1
	佐伯市国民健康保険鶴見診療所	佐伯市鶴見大字沖松浦 20 番地
	佐伯市国民健康保険丹賀診療所	佐伯市鶴見大字丹賀浦 129 番地の 1
	佐伯市国民健康保険大島診療所	佐伯市鶴見大字大島 717 番地 5
	佐伯市国民健康保険大入島診療所	佐伯市大字久保浦 1059 番地の 19
津久見市	津久見市保戸島診療所	津久見市大字保戸島 880 番地の 1
竹田市	竹田市立こども診療所	竹田市飛田川 1690 番地 2
杵築市	杵築市立山香病院	杵築市山香町野原 1612-1
豊後大野市	豊後大野市民病院	豊後大野市緒方町馬場 276 番地
国東市	国東市民病院	国東市安岐町下原 1456 番地
姫島村	姫島村国民健康保険診療所	東国東郡姫島村 1560 番地の 1
九重町	九重町飯田高原診療所	玖珠郡九重町大字田野 1271
玖珠九重行政事務組合	玖珠耳鼻咽喉科医院	玖珠郡玖珠町大字帆足字岩ヶ鼻 222-4

## 附則

この定めは平成26年4月1日から施行する。

令和5年12月1日一部改正。